

ケンカの仲裁



私も人並みに夫婦喧嘩をすることがあります。最近、そのような状況になりかけると、それを察知した娘が2人の間に割って入って両手を広げ「ケンカはおやめー」と叫んで制止してくれるようになりました。

その仕草があまりにもかわいくて、イライラがどこかにいってしまい、喧嘩は終了となります。まさに「子はかすがい」ということわざ通りです。

再度、このセリフを聞きたくなり、喧嘩のフリをしてしまうこともあるくらいです。

息子と娘が兄妹喧嘩をしているとき、私も娘の真似をして「ケンカはおやめー」と言ってみたりするのですが、可愛さ成分が足りないためかあまり効果がありません。

法定相続情報証明制度

相続の手続をする際、各種手続の都度、戸籍謄本を提出（提示）するのは大変です。そこで、相続関係図を作成して法務局に持ち込み、これを認証してもらう制度が平成29年から始まっています。そうすると、認証された相続関係図の写し1枚で手続ができるようになり、とても楽ちんなはずですが、

とても興味があるのですが、認証を受けるまでの準備が面倒そうで、これまで一度も利用したことがありません。いつかチャレンジしてみたいです。

連れ子との養子縁組

結婚相手に連れ子がいる場合、その子と養子縁組をしておくことが多いですが、必ず縁組をしなければならないというわけではありません。縁組をする場合は法律上の親子となりますので、連れ子に対する扶養義務が発生します。

その後、夫婦関係が悪化して、残念ながら離婚する場合、それに伴って連れ子との縁組も解消するのが一般的ですが、稀に縁組のみ維持したままの場合もあります。

まだ離婚は成立していないけれども離婚に向けて別居しているというケースの婚姻費用の分担（生活費）について考えてみます。例えば、妻が連れ子を連れて別居を開始したような場合、夫としては、いずれ離縁するし、そもそも実子ではないのだから、離婚成立までの生活費のうち連れ子の分は払いたくないと考えるかもしれません。

しかしながら、一度、縁組をしてしまった以上、その考え方は裁判所には通用せず、離縁してはじめて扶養義務から逃れることができます。

取手駅前法律事務所

弁護士 大関 太朗

〒302-0004 取手市取手 2-10-15 ナガタニビル 5F

TEL 0297-85-3355 FAX 0297-85-3377

URL <http://mo-law.net/>

営業時間：9:00～18:00（平日）

土・日・祝日相談可能（要相談）

弁護士紹介

大関 太朗

平成13年 早稲田大学商学部 卒業

平成18年 司法研修所入所

平成19年 弁護士登録（登録番号：35538）

東京弁護士会 安藤総合法律事務所 入所

平成23年 茨城県弁護士会へ登録換え

眞鍋・大関法律事務所 開設

平成28年 取手駅前法律事務所 開設